

高浜市

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

＜障害福祉サービス及び障害児通所支援等の見込量とその確保策＞

平成30(2018)年度 ～ 平成32(2020)年度

平成30(2018)年3月

高浜市

も く じ

I	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	障害者総合支援法のサービス体系	6
3	計画の性格	7
4	基本的な考え方	9
II	第4期計画の目標値について	
1	現状と課題	11
III	基本指針に定める目標について	
1	成果目標	14
IV	障害福祉サービスの見込量と確保策	
1	訪問系サービス	21
2	日中活動系サービス	24
3	居住系サービス	33
4	相談支援	36
V	障がい児に対するサービスの見込量と確保策	
1	障がい児に対するサービスの概要	38
2	障害児通所支援	39
3	障害児相談支援	44
4	その他	45
VI	地域生活支援事業の見込量と確保策	
1	地域生活支援事業の概要	46
2	必須事業	47
3	任意事業	58
VII	計画の推進について	
1	計画の推進体制	63
2	計画の進捗管理	64
	資料	
	用語解説	65

I 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 障害者自立支援法の制定

平成15(2003)年度から導入された支援費制度は、想定を超える利用量の増加により財源不足に陥ったことや、各種サービスの提供や相談支援体制についての市町村格差を浮き彫りにしました。また、精神障がいのある人は制度の対象外であったこともあり、身体や知的障がいのある人のサービスに比較して立ち後れが指摘されていました。さらに、利用者の入所期間の長期化などにより、福祉施設の機能と利用者の実態が乖離するなどの状況にあるほか、入所者の地域生活への移行や就労の支援といった新たな課題への対応が求められました。このような制度上の課題を解決するために、平成17(2005)年11月、障害者自立支援法が公布され、翌年4月に施行されました。

■障害者自立支援法のポイント（障害保健福祉改革のポイント）

① 障害福祉サービスの一元化

サービス提供主体が市町村に一元化され、障がいのある人の自立支援を目的とした福祉サービスは、障がいの種類にかかわらず、共通の制度により提供することとされました。

② 障がいのある人がもっと「働ける社会」に

一般就労へ移行することを目的とした就労移行支援事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障がいのある人が企業などで働けるよう、福祉側から支援することとされました。

③ 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

市町村が地域の実情に応じて障がい福祉に取り組み、障がいのある人が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制が緩和されました。

④ 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準が透明化、明確化されました。

⑤ 増大する福祉サービスなどの費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

障がいのある人が福祉サービスなどを利用した場合に、食費などの実費負担や利用したサービスの量と所得に応じた公平な利用者負担が求められるようになりました。

福祉サービスなどの費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも、国が義務的に負担する仕組みに改められました。

障害者自立支援法では、以上の改正内容などを担保するために、市町村および都道府県に障害福祉計画の策定を義務づけています。

(2) 整備法などによる障害者自立支援法の改正

平成22(2010)年12月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(以下「整備法」という。)が公布されました。

■整備法による障害者自立支援法改正のポイント

① 利用者負担の見直し

利用者負担については、これまでの対策において軽減を図り、実質的に負担能力に応じた負担になっていましたが、そのことを法律上も明確化しました。

② 障がい者の範囲の見直し

発達障がいのある人が障害者自立支援法の障がい者の範囲に含まれることを明記しました。

③ 相談支援の充実など

- 地域における障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」を市町村などが設置することができることとしました。
- 「自立支援協議会」を法律上位置付けました。
- これまで補助事業として実施してきた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、地域移行の取組みを強化することとしました。
- 支給決定のプロセスについて、介護給付費等の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともに、重度の障がいのある人などに限定されているサービス等利用計画作成の対象者を拡大しました。
- 「成年後見制度利用支援事業」が地域生活支援事業の必須事業とされました。

④ グループホーム・ケアホームの利用助成

グループホーム・ケアホームを利用している障がいのある人の居住に要する費用の助成を行うこととしました。

⑤ 障害福祉サービスの見直し

重度の視覚障がいのある人（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行う「同行援護」が障害福祉サービスに位置付けられ、障害福祉サービスに位置付けられていた「児童デイサービス」は、児童福祉法に基づく「児童発達支援」または「放課後等デイサービス」として実施されることになりました。

(3) 障害者総合支援法への改正

平成24(2012)年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法が改正されました。この法律による主な改正点は、次のとおりです。

■障害者総合支援法のポイント

① 法律名の改正

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正しました。

② 障がい者の範囲の拡大

「制度の谷間」を埋めるため、障がい者の範囲に難病患者等を加えました。

③ 障害支援区分の創設

「障害程度区分」については、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めました。

④ 重度訪問介護の対象者の拡大

重度訪問介護の対象として、重度の肢体不自由者だけでなく、重度の知的障がいのある人および精神障がいのある人を加えました。

⑤ ケアホームのグループホームへの一元化

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

⑥ 地域移行支援の対象拡大

地域移行支援は、生活保護法の救護施設・更生施設、刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律の刑事施設、少年院法の少年院、更生保護事業法の更生保護施設などに収容されている障がいのある人も対象とされました。

⑦ 地域生活支援事業への追加

地域生活支援事業に、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業などを追加しました。

(4) 障害者総合支援法施行後3年後の見直し

平成28(2016)年5月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、障害者自立支援法および児童福祉法が改正されました。この法律による主な改正点は、次のとおりです。

■障害者総合支援法および児童福祉法の改正のポイント

① 重度訪問介護の訪問先の拡大

重度訪問介護を提供できる場所として、これまでの居宅に加え、病院や診療所などが加わりました。

② 自立生活援助事業の創設

ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時対応により必要な支援を行うサービスが創設されました。

③ 就労定着支援事業の創設

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅などへの訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導や援助・助言などを行うサービスが創設されました。

④ 居宅訪問型児童発達支援の創設

重度の障がいなどにより、外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスが創設されました。

⑤ 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

利用できる者として、乳児院および児童養護施設に入所する者が加わりました。

⑥ 障がい児福祉計画の作成について

児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県および市町村において障がい児福祉計画を策定することになりました。

(5) 計画策定の趣旨

本市においては、障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、必要な障害福祉サービスを確保するため、数値目標、サービスの見込量およびその確保方策を定める高浜市障がい福祉計画（計画期間：平成18(2006)年度～平成20(2008)年度）を、平成20(2008)年度には高浜市第2期障がい福祉計画（計画期間：平成21(2009)年度～平成23(2011)年度）、平成23(2011)年度には高浜市第3期障がい福祉計画（計画期間：平成24(2012)年度～平成26(2014)年度）、平成26(2014)年度には高浜市第4期障がい福祉計画（以下「第4期計画」という。計画期間：平成27(2015)年度～平成29(2017)年度）を策定しました。

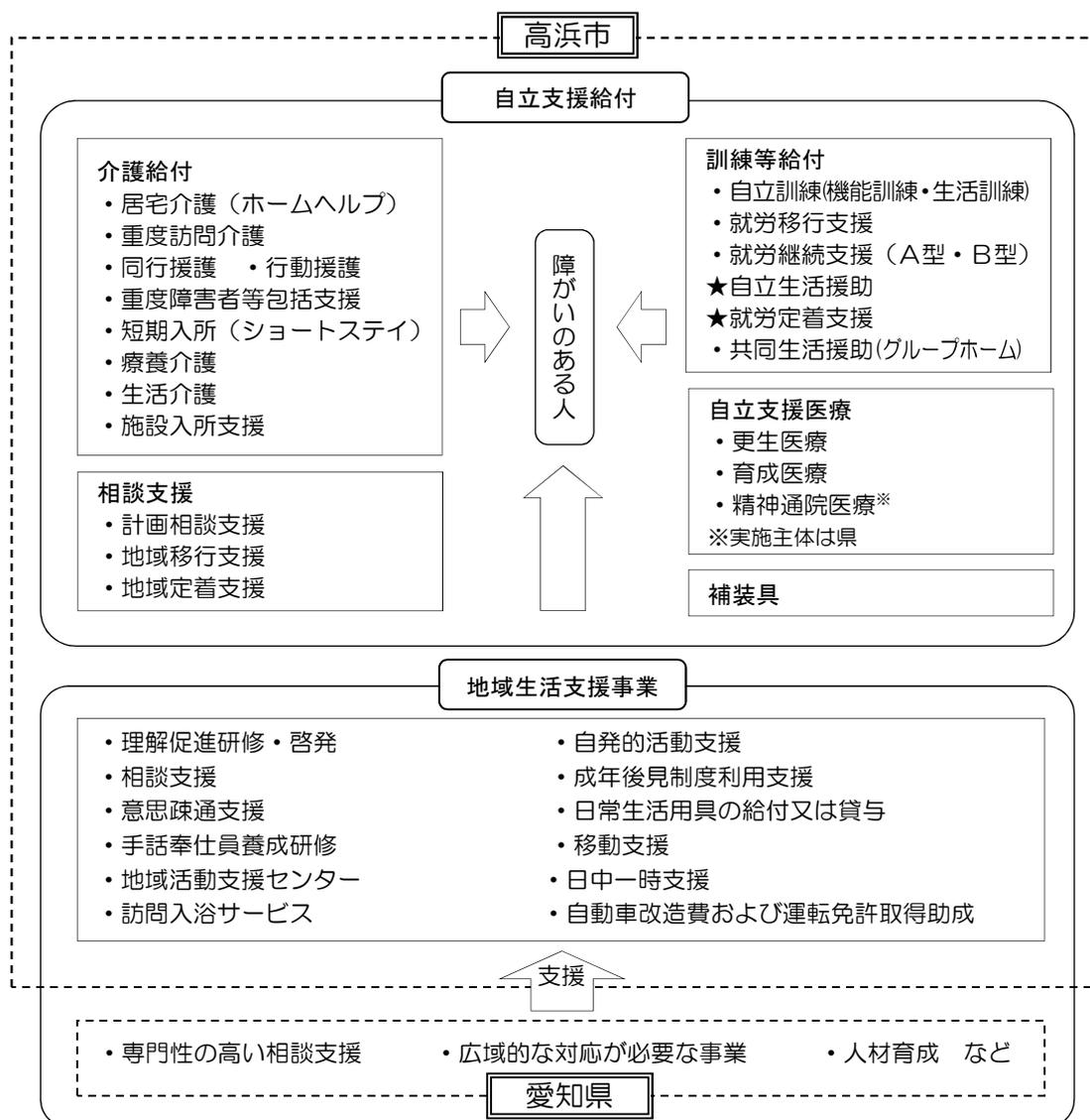
今回、障害者総合支援法に基づき、第4期計画の実績、障がいのある人のニーズなどを踏まえて、また、児童福祉法に基づき、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度を計画期間とする高浜市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を一体的に策定しました。

2 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」を言い、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「グループホーム」を言います。

平成30年度からは障害者総合支援法の改正により、新たに「訓練等給付」として「自立生活援助」及び「就労定着支援」が創設されることになりました。

<障害者総合支援法のサービス体系>



3 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

- ① この計画は、障害者総合支援法第87条第1項に定める障害福祉計画および児童福祉法第33条の19第1項に定める障害児福祉計画を一体化した計画です。厚生労働省の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」と言います。）に即して策定しました。
- ② この計画は、「高浜市障がい者福祉計画」の障害福祉サービス分野の実施計画という性格を有しています。

(2) 計画の範囲

- ① この計画の対象は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいおよび高次脳機能障がいのある人を含みます。以下同じ。）および難病患者等です。
- ② この計画の対象地域は高浜市ですが、愛知県が設定している障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）に属する市（碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市）と連携しながら推進します。

(3) 計画の期間

この計画は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度の3年間を計画期間とします。ただし、計画期間中に法制度の改正などが行われた場合は、必要に応じて見直しを行います。

●計画の期間

区分	平成21 (2009) 年度	平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
障がい者福祉計画	第3次						第4次					
障がい福祉計画	第2期		第3期			第4期			第5期			
障がい児福祉計画										第1期		

※一体的に作成

(4) 数値目標

本計画においては、平成32(2020)年度を目標年度と位置づけ、本市の障害福祉サービスなどの障がいのある人のニーズに応じて、目標年度において達成すべきサービス提供量や計画達成の指標などを数値目標として設定しました。

4 基本的な考え方

すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念と、『第6次高浜市総合計画』の目指すべき将来都市像である「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかしま」と、福祉・健康分野の個別目標である「いつも笑顔で 健やかに つながり100倍ひろげよう」を踏まえ、次の点に配慮して、計画を策定します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向けて、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスおよび障害児通所支援などの提供体制の整備を進めます。

(2) 障がいの種別や地域におけるサービス格差の解消

障害福祉サービスは、身体障がい、知的障がいおよび精神障がい並びに難病患者等という障がい種別にかかわらず、これらの人が必要な時に適切なサービスを受けることができるよう、必要な情報提供を行うとともに、サービス提供体制の充実に努めます。

(3) 地域生活移行や就労支援など個々の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現する必要があります。そのため地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、個々の課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点などの整備にあたっては、障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域での安心な暮らしを担保し、自立を希望する人に対する支援などを進めるため、広域的な視点も含めて検討を進めます。また、相談支援の充実に図り、学校からの卒業、就職、親元からの自立などの生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を推進していきます。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への意向を進めるため、精神障が

いのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組み

誰もが「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取り組みを計画的に推進します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児およびその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援などの充実を図るとともに、地域支援体制の構築を進めます。

また、障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を進めるとともに、障がい児が地域の保育、教育などの支援を受けられるようにすることで、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

Ⅱ 第4期計画の目標値について

1 現状と課題

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 目標および実績

■平成29(2017)年度末までに、平成25(2013)年度末施設入所者数25人のうち、3人(12.0%)が地域での生活に移行します。

■平成29(2017)年度末時点の施設入所者数は、平成25(2013)年度末施設入所者25人から1人(4.0%)減少した24人とします。

項目	平成29(2017) 年度末目標値	平成27(2015) 年度末実績	平成28(2016) 年度末実績	平成29(2017) 年度末実績(見込)
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	3人	3人	3人	3人
福祉施設入所者数	24人	20人	21人	22人

② 現状と課題

- ・福祉施設入所者の地域生活への移行者数は、目標値3人に対し、実績(見込)は3人、福祉施設入所者数は、目標値24人に対し、実績(見込)は22人で、いずれも、目標値を達成しています。
- ・引き続き、本人やその家族、福祉施設との連携を図りながら、グループホームでの生活など地域生活への移行を進めていきます。

(2) 地域生活支援拠点などの整備

① 目標および実績

■平成29(2017)年度末までに、圏域内の複数の機関において、分担してその機能を担う面的な整備をします。

項目	平成29(2017) 年度末目標値	平成27(2015) 年度末実績	平成28(2016) 年度末実績	平成29(2017) 年度末実績(見込)
地域生活支援拠点	1か所	0か所	0か所	0か所

② 現状と課題

- ・これまで障害保健福祉圏域(西三河南部西圏域)内の市と面的な整備に向けて検討を進めてきましたが、それぞれの地域自立支援協議会での議論を踏まえ、市単独で

整備に取り組むところも出てきました。

- ・国は、全国的に地域生活支援拠点の整備が進んでいない状況を受けて、整備時期を平成29(2017)年度末から平成32(2020)年度末に変更しました。
- ・引き続き、障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）での面的な整備を目指すとともに、市単独で整備することも視野に入れながら検討する必要があります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行など

① 福祉施設から一般就労への移行

- 平成29(2017)年度に、福祉施設を退所して一般就労する人数を11人にすることを目指します。

ア 目標と実績

項目	平成29(2017)年度末目標値	平成27(2015)年度末実績	平成28(2016)年度末実績	平成29(2017)年度末実績(見込)
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	11人	4人	2人	2人

イ 現状と課題

- ・福祉施設利用者の一般就労への移行者数は、平成27(2015)年度が4人、平成28(2016)年度が2人と年々減少しています。
- ・平成28(2016)年7月から市内の就労移行支援事業所のうち1事業所（定員10名）が廃止となったことで、福祉施設から一般就労への移行が困難な状況になっています。
- ・今後は、就労継続支援の利用者を一般就労に結び付けていくための仕組みづくりが必要です。

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

- 平成29(2017)年度末における就労移行支援事業所を利用している人数を24人にすることを目指す。

ア 目標と実績

項目	平成29(2017)年度末目標値	平成27(2015)年度末実績	平成28(2016)年度末実績	平成29(2017)年度末実績(見込)
就労移行支援事業の利用者数	24人	11人	4人	7人

イ 現状と課題

- 平成28(2016)年7月から市内の1事業所(定員10名)が廃止となり、平成28(2016)年度以降の実績が大きく減少し、目標達成が厳しい状況となっています。対象者を把握し、サービス利用に結び付けることが必要です。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。

ア 目標と実績

項目	平成29(2017) 年度末目標値	平成27(2015) 年度末実績	平成28(2016) 年度末実績	平成29(2017) 年度末実績(見込)
就労移行支援事業所の数	2事業所	2事業所	1事業所	1事業所
うち就労移行率が3割以上の事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所
割合	—	—	—	—

イ 現状と課題

- 市内のサービス提供事業所は、平成28(2016)年7月から1事業所(定員10名)が廃止となり、1事業所(定員6名)のみとなりました。
- 事業所とたかはま障がい者支援センターに配置している就労支援員が連携を図るとともに、障がいのある人と企業とのマッチングを高める取り組みが必要です。

Ⅲ 基本指針に定める目標について

1 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の指針

- ① 平成28(2016)年度末の施設入所者の9%以上が地域生活に移行することを目指します。
- ② 平成28(2016)年度末の施設入所者数を2%以上削減することを基本とします。

(注) 1 障がい福祉計画で定めた平成29(2017)年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32(2020)年度末における地域生活に移行する人および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とします。
2 地域生活への移行とは、グループホーム、一般住宅などへの移行を指します。

■目標値

区 分	目標数値	考え方
平成28(2016)年度末の施設入所者数	21人	平成28(2016)年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	2人	平成28(2016)年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホームなどへ移行した人数
削減見込	1人	平成32(2020)年度末段階での削減見込数

- 平成32(2020)年度末までに、平成28(2016)年度末の施設入所者数21人のうち、2人(9.5%)が地域での生活に移行するものとします。
- 平成32(2020)年度末時点の施設入所者数は、平成28(2016)年度末施設入所者21人から1人(4.8%)を減少します。

■目標達成のための方策

- ・支援者が地域移行の視点を共有し、計画相談支援などの機会を通じ、施設入所者およびその家族の地域生活への意向調査を行います。
- ・入所施設から地域生活への移行を希望する人に対し、福祉施設、たかはま障がい者支援センターなど支援機関が協働し、地域移行への課題や支援のあり方などを確認し、地域生活の実現を目指します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の指針

平成32(2020)年度までに、すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。

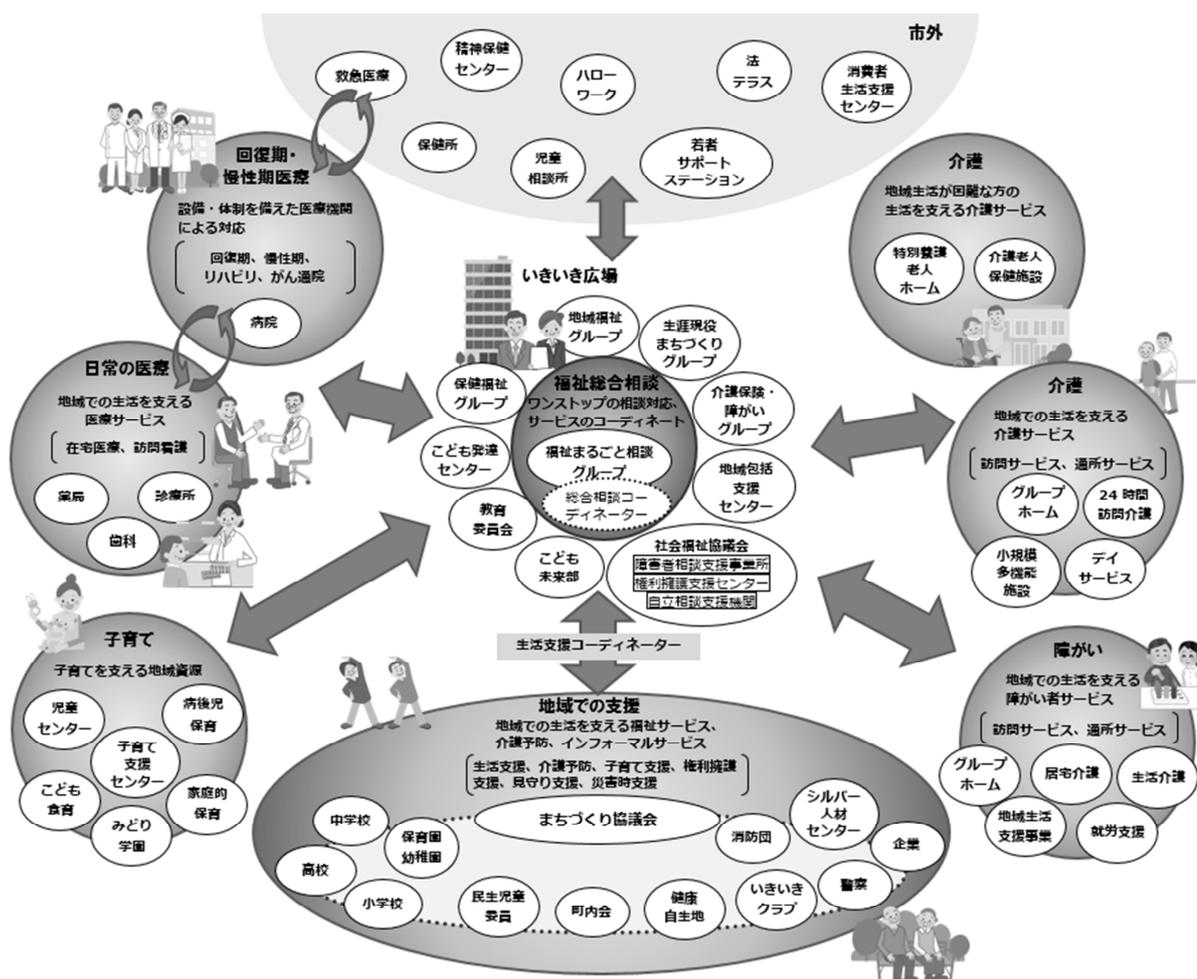
■目標値

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

区分	目標数値	考え方
協議の場	1か所	平成32(2020)年度末までに市単独で整備

- ▶ 本市では、高齢者、障がいのある人、子ども家庭、生活困窮者など支援を必要とするすべての方に対応する「たかはま版地域包括ケアシステム」を展開しています。
- ▶ これからの「たかはま版地域包括ケアシステム」の展開を踏まえ、平成32(2020)年度末までに、協議する場を市単独で整備することを目指します。

【たかはま版地域包括ケアシステムのイメージ】



(3) 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点などの整備

■国の指針

市町村または障害福祉圏域において、平成32(2020)年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点などを少なくとも1つ整備することを基本とします。

■目標値

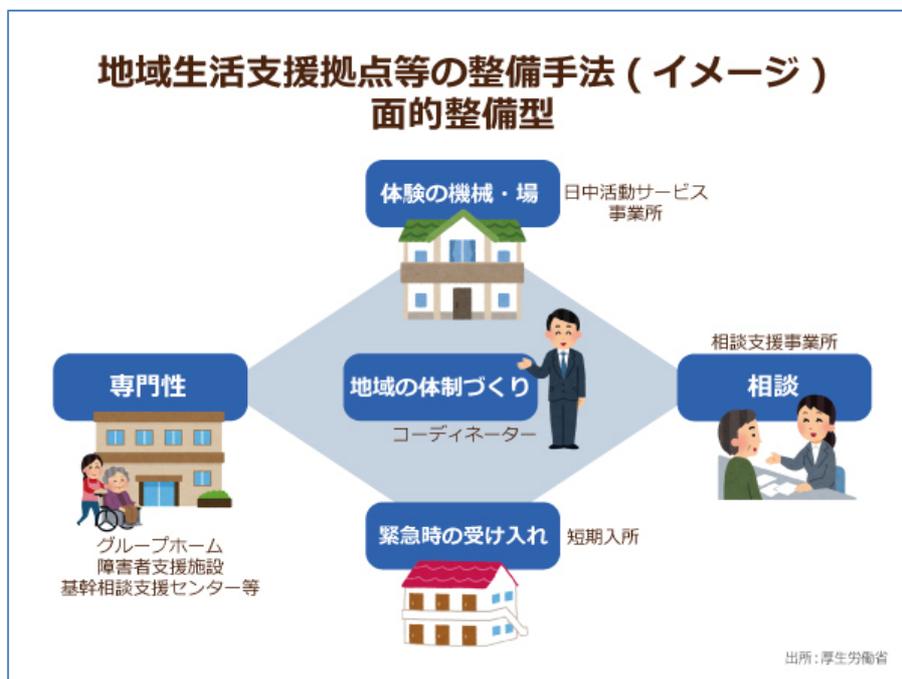
区分	目標数値	考え方
地域生活支援拠点	1か所	平成32(2020)年度末までに圏域内の市と連携または市単独で整備

- 地域生活支援拠点などについては、平成32(2020)年度末までに、障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）内の複数の機関において、分担してその機能を担う面的な整備もしくは市単独での整備をすることを検討します。

■目標達成のための方策

- ・整備にあたっては、これまでどおり、地域自立支援協議会において検討していきます。今後は、地域自立支援協議会に部会を設置し、整備構想を作成・共有するとともに、圏域内もしくは市内に面的な整備を行います。

【地域生活支援拠点のイメージ】



(4) 福祉施設から一般就労への移行など

■国の指針

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業など（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます）を通じて、一般就労への移行を平成28(2016)年度実績の1.5倍以上とすることを基本とします。
- ② 就労移行支援事業の利用者は、平成28(2016)年度末の2割以上増加することを目指します。
- ③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。
- ④ 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とします。

- (注) 1 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。
2 福祉施設とは、次のサービスを提供する施設をいいます。
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、
就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

■目標値

① 福祉施設から一般就労への移行

項 目	目標数値	考え方
平成28(2016)年度の年間一般就労移行者数	2人	平成28(2016)年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	4人	平成32(2020)年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

- 福祉施設から一般就労へ移行する人については、4人を目標とします。
- たかはま障がい者支援センターに配置している就労支援員を中心に、障害者就労支援会議を活用し、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行のための仕組みづくりを行います。

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

項 目	目標数値	考え方
平成28(2016)年度末の就労移行支援事業の利用者数	4人	平成28(2016)年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	12人	平成32(2020)年度末において就労移行支援事業を利用する人数

- 就労移行支援事業の利用者は、平成32(2020)年度末までに12人を目指します。
- 利用者の状況を的確に把握し、働くことへの理解を深め、サービス利用に繋げていきます。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

項 目	目標数値	考え方
平成28(2016)年度末の就労移行率3割以上である就労移行支援事業所の割合	0割	平成28(2016)年度末における就労移行率3割以上である就労移行支援事業所の割合
目標年度の就労移行率3割以上である就労移行支援事業所の割合	10割	平成32(2020)年度末において就労移行率3割以上である就労移行支援事業所の割合

- 就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合が10割となることを目指します。
- 事業所とたかはま障がい者支援センターの就労支援員が協働するとともに、障害者就労支援会議を活用し、就労を促進します。

④ 就労定着支援による職場定着率

- 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目指します。
- 事業所とたかはま障がい者支援センターの就労支援員が協働するとともに、障害者就労支援会議を活用し、定着支援を実施します。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備など

■国の指針

- ① 平成32(2020)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。また、平成32(2020)年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
- ② 平成32(2020)年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。
- ③ 平成30(2018)年度末までに、市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設置することを基本とします。

■目標値

①児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

区 分	目標数値	考え方
児童発達支援センター	1か所	平成32(2020)年度末までに圏域内の市と連携または市単独で整備

- 平成32(2020)年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
- 児童発達支援センターの設置にあたっては、障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）での整備に向けて検討していきます。また、保育所等訪問支援については、市の取組みとバランスを保ちながら、新規参入事業所の確保に努めます。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

区 分	目標数値	考え方
児童発達支援事業所	1か所	平成32(2020)年度末までに圏域内の市と連携または市単独で整備
放課後等デイサービス	1か所	平成32(2020)年度末までに圏域内の市と連携または市単独で整備

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービスの確保にあたっては、障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）で検討するとともに、既存事業所に対し働きかけを行っていきます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

区 分	目標数値	考え方
協議の場	1か所	平成30(2018)年度末までに圏域内の市と連携または市単独で整備

- 平成30(2018)年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けます。
- 設置にあたっては、新たに協議の場を設けるのではなく、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係者が参加する地域自立支援協議会の活用を考えていきます。

IV 障害福祉サービスの見込量と確保策

各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策は次のとおりです。

サービス見込量などについては、平成32年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）＜8人（内訳 65歳以上：3人 65歳未満：5人）＞を勘案するとともに、地域の実情を踏まえて、設定しています。

1 訪問系サービス

居宅介護 障がいのある人が居宅において、入浴、排せつおよび食事などの介護、調理、洗濯および掃除などの家事並びに生活などに関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。

重度訪問介護 重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

同行援護 移動に著しい困難がある視覚障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

行動援護 重度の知的障がいのある人または重度の精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うサービスです。

重度障害者等包括支援 常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期			
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)	
訪 問 系 サービ ス 合 計	計 画	時間/月	1,049	1,092	1,136	1,218	1,367	1,529
		人	36	39	42	68	73	78
	実 績	時間/月	1,047	1,003	1,100	1,156	1,087	1,113
		人	62	63	60	56	65	71
対計画比	%	99.8	91.8	96.8	94.9	79.5	72.8	
居 宅 介 護	計 画	時間/月	848	891	935	1,003	1,052	1,124
		人	35	38	41	62	65	69
	実 績	時間/月	944	974	1,049	1,107	1,049	1,081
		人	59	60	57	51	62	68
	対計画比	%	111.3	109.3	112.2	110.4	99.7	96.2
	1人平均利用時間	時間	16.0	16.2	18.4	21.7	16.9	15.9
事業所数	か所	9	10	8	9	11	10	
重 度 訪 問 介 護	計 画	時間/月	201	201	201	180	270	360
		人	1	1	1	2	3	4
	実 績	時間/月	99	0	0	0	0	0
		人	2	0	0	0	0	0
	対計画比	%	49.3	—	—	—	—	—
1人平均利用時間	時間	49.5	—	—	—	—	—	
事業所数	か所	2	—	—	—	—	—	
同 行 援 護	計 画	時間/月	0	0	0	30	40	40
		人	0	0	0	3	4	4
	実 績	時間/月	4	29	51	49	38	32
		人	1	3	3	5	3	3
	対計画比	%	—	—	—	163.3	95.0	80.0
1人平均利用時間	時間	4	9.7	17	9.8	12.7	10.7	
事業所数	か所	1	1	1	2	1	1	
行 動 援 護	計 画	時間/月	0	0	0	5	5	5
		人	0	0	0	1	1	1
	実 績	時間/月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	対計画比	%	—	—	—	—	—	—
1人平均利用時間	時間	—	—	—	—	—	—	
事業所数	か所	—	—	—	—	—	—	
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	計 画	時間/月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実 績	時間/月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	対計画比	%	—	—	—	—	—	—
1人平均利用時間	時間	—	—	—	—	—	—	
事業所数	か所	—	—	—	—	—	—	

- 本市において訪問系サービスは、居宅介護を中心に利用されています。
- 居宅介護の利用実績をみると、第4期では、利用者数は増加していますが、利用時間については、ほぼ横ばいで、1人あたりの平均利用時間もほとんど変化はありません。また、高齢の障がいのある人の相談が増えてきたことから、今後は、介護保険サービスと併用する方が増加することが見込まれます。
- 同行援護は、利用者数も3人程度で、利用時間は、ほぼ計画値とおりです。
- 重度訪問介護および行動援護については、利用を見込みましたが実績はありませんでした。

【サービス量の見込み】

区 分		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	
延利用量(時間/月)		1,274	1,325	1,376	
利用者数(人)		73	76	79	
内 訳	居宅介護	延利用量(時間/月)	1,159	1,210	1,261
		利用者数(人)	68	71	74
	重度訪問 介護	延利用量(時間/月)	72	72	72
		利用者数(人)	1	1	1
	同行援護	延利用量(時間/月)	38	38	38
		利用者数(人)	3	3	3
	行動援護	延利用量(時間/月)	5	5	5
		利用者数(人)	1	1	1
	重度障害 者等包括 支援	延利用量(時間/月)	0	0	0
		利用者数(人)	0	0	0

- 居宅介護と同行援護は、第4期の利用実績を勘案して見込みます。
- 重度訪問介護は、第4期の利用はありませんでしたが、これまでの利用実績を勘案し1人の利用を見込みます。
- 行動援護は、第4期の利用はありませんでしたが、第4期の計画値を見込みます。
- 重度障害者等包括支援は、市内に事業所がなく、県内でも3か所しかないことから、利用者はなしと見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ 高齢化の進展により、障がいのあるひとり暮らしの人や、障がいのある人と高齢者の世帯などが増加しつつあり、訪問系サービスのニーズは高まると考えられます。こうした動向を的確にとらえ必要なサービスが提供できる体制を整えるとともに、市内事業所を中心に効率的なサービスの提供や従事者の確保を要請します。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

生活介護とは、常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設などで、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供などを受ける事業です。通所者と施設入所者の多くが日中活動として利用しています。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)
計 画	人日/月	1,666	1,688	1,688	1,548	1,584	1,620
	人	81	82	82	79	81	83
実 績	人日/月	1,423	1,471	1,458	1,548	1,600	1,515
	人	90	82	84	79	81	81
対計画比	%	85.4	87.1	86.4	100.0	101.0	93.5
1人平均利用日数	人日	15.8	17.9	17.4	19.6	19.8	18.7
事業所数	か所	24	23	24	24	25	26

- 第4期は、第3期と比較して、1人あたりの平均利用日数が増加しています。
- 重度の障がいのある人が利用できる事業所が不足しており、市外の事業所へ通所している人もいます。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利用延日数(日/月)	1,729	1,821	1,867
利用者数(人)	87	91	93

- 第4期の利用実績、福祉施設の入所者の地域生活への移行および特別支援学校などの卒業生の人数(平成30(2018)年度:5人、平成31(2019)年度:4人、平成32(2020)年度:2人)などを勘案し見込みました。

【サービス量の確保策】

- ◆ 利用ニーズに対応できるよう、事業所の新規参入を働きかけるとともに、既存の事業所に対しては、障害者就労支援会議などを活用して、受け入れ体制の確保を図っていきます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）とは、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復などのための訓練を受ける事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度（見込）
計 画	人日／月	0	0	0	20	20	20
	人	0	0	0	1	1	1
実 績	人日／月	0	0	0	0	22	22
	人	0	0	0	0	1	1
対計画比	%	—	—	—	—	110	110
1人平均利用日数	人日	—	—	—	—	22	22
事業所数	か所	—	—	—	1	1	1

- 自立訓練（機能訓練）は、市内に事業所がなく、利用者は平成28(2016)年度から1人となっています。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利用延日数（日／月）	23	23	23
利用者数（人）	1	1	1

- 第4期の利用実績を勘案し、1人の利用を見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ 既存の事業所との連携によりサービスは確保できると考えます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）とは、病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人などのうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上などのための訓練を受ける事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度（見込）
計 画	人日／月	0	0	0	20	20	20
	人	0	0	0	1	1	1
実 績	人日／月	0	0	0	6	0	0
	人	0	0	0	1	0	0
対計画比	%	—	—	—	30.0	—	—
1人平均利用日数	人日	—	—	—	6.0	—	—
事業所数	か所	—	—	—	1	—	—

- 自立訓練（生活訓練）は、市内にサービス提供事業所がなく、平成28(2016)年度以降の利用実績はありません。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利用延日数（日／月）	23	23	23
利用者数（人）	1	1	1

- 第4期の利用実績を勘案し、1人の利用を見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ 既存の事業所との連携によりサービスは確保できると考えます。

(4) 就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練などを行う事業です。就労移行支援利用期間は一般型が2年間、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間または5年間とされています。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)
計 画	人日/月	588	588	588	307	410	492
	人	33	33	33	16	20	24
実 績	人日/月	551	537	105	60	90	103
	人	33	33	5	3	4	6
対計画比	%	93.7	91.3	17.9	19.5	22.0	20.9
1人平均利用日数	人日	16.7	16.3	21.0	20.0	22.5	17.2
事業所数	か所	4	4	3	3	4	3

- 就労移行支援は、対象者の減少や事業の廃止などにより、利用者数、利用日数とも計画値を大きく下回っています。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利用延日数(日/月)	184	230	276
利用者数(人)	8	10	12

- 特別支援学校卒業生の人数(平成30(2018)年度:1人、平成31(2019)年度:1人、平成32(2020)年度:1人)などを勘案して見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ 既存の事業所との連携によりサービスは確保できると考えます。

(5) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約などに基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度（見込）
計 画	人日／月	208	208	208	620	660	700
	人	10	10	10	31	33	35
実 績	人日／月	334	419	543	456	520	529
	人	25	31	27	24	26	27
対計画比	%	160.6	201.4	261.1	73.5	78.8	75.6
1人平均利用日数	人日	13.4	13.5	20.1	19.0	20.0	19.6
事業所数	か所	4	7	7	6	7	6

- 就労継続支援（A型）は、事業所の新規参入もなく、利用者数が伸びなかったことから、利用者数、利用日数とも計画値を下回っています。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利用延日数（日／月）	557	579	596
利用者数（人）	28	29	30

- 第4期の利用実績を参考に、本市の福祉施設の利用者を勘案して見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ 既存の事業所との連携によりサービスは確保できると考えます。

(6) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度（見込）
計 画	人日／月	67	117	117	980	1,022	1,050
	人	4	7	7	70	73	75
実 績	人日／月	236	483	1,224	1,329	1,587	1,736
	人	18	39	68	72	86	89
対計画比	%	352.2	412.8	1,046.2	135.6	155.3	165.3
1人平均利用日数	人日	13.1	12.4	18.0	18.5	18.5	19.5
事業所数	か所	7	14	12	11	16	16

- 就労継続支援（B型）は、近隣市での新たな事業所の開設や市内の既存事業所が定員を増加したことなどにより、利用者数、利用日数とも、計画値を大きく上回っています。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利用延日数（日／月）	1,873	1,992	2,042
利用者数（人）	97	103	106

- 第4期の利用実績を参考に、本市の福祉施設の利用者、特別支援学校卒業生（平成30(2018)年度：3人、平成31(2019)年度：4人、平成32(2020)年度：2人）の人数などを勘案して見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ 事業所の新規参入や既存事業所に対しては定員増などの働きかけを行い、利用ニーズの増大に対応できるように努めます。

(7) 就労定着支援

就労定着支援とは、就労移行支援などの利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、企業や自宅などへの訪問や来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を実施するものです。

【これまでの実績】

- 平成30(2018)年度からの新しいサービスです。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
利用者数 (人)	2	3	4

- 平成29(2017)年度に就労系事業所から一般就労者へ移行した人の実績（見込）を勘案し、利用者数を見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ サービス提供事業所の動向を見極めつつ、対象となる事業所への働きかけを行っていきます。

(8) 療養介護

療養介護とは、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の支援を医療機関併設の施設で受ける事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)
計 画	人日/月	30	30	30	30	30	30
	人	1	1	1	2	2	2
実 績	人日/月	28	31	31	31	31	31
	人	1	1	1	1	1	1
対計画比	%	93.3	103.3	103.3	103.3	103.3	103.3
1人平均利用日数	人日	28.0	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0
事業所数	か所	1	1	1	1	1	1

- 療養介護は、市内に事業所はありませんが、平成24(2012)年度以降、1人の方が利用しています。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利用延日数(日/月)	31	31	31
利用者数(人)	1	1	1

- これまでの利用実績を勘案し、1人の利用を見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ 既存の事業所との連携によりサービスは確保できると考えます。

(9) 短期入所

短期入所とは、居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が、入浴、排せつおよび食事の介護などを受ける事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)
計 画	人日/月	69	69	69	45	45	45
	人	9	9	9	13	13	13
実 績	人日/月	45	53	37	31	49	73
	人	17	14	10	7	12	14
対計画比	%	65.2	76.8	53.6	68.9	108.9	162.2
1人平均利用日数	人日	2.6	3.8	3.7	4.4	4.1	5.2
事業所数	か所	7	7	7	6	7	9

- 短期入所は、介護保険施設の空床利用の事業所が1箇所ありますが、ここ数年、利用ニーズが高くなっており、利用日数は計画値を上回っています。

【サービス量の見込み】

種類	区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
福祉型	利用延日数 (日/月)	70	70	70
	利用者数 (人)	14	14	14
医療型	利用延日数 (日/月)	10	10	10
	利用者数 (人)	2	2	2

- 第4期の利用実績を勘案し、利用者数を見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ 既存の事業所との連携によりサービスは確保できると考えます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）などを利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人に対し、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行うものです。

【これまでの実績】

- 平成30(2018)年度からの新しいサービスです。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
利用者数(人)	0	0	1

- 共同生活援助（グループホーム）に入居し、一般就労している人数を勘案し、利用者数を見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ サービス提供事業所の動向を見極めつつ、対象となる事業所への働きかけを行っていきます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、障がいのある人が共同生活を行う住宅です。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期			
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)	
共同生活援助 共同生活介護	計 画	人	15	18	22	25	27	29
	実 績	人	22	20	28	29	28	30
		人日/月	498	536	866	799	859	846
	対計画比	%	146.7	111.1	127.3	116.0	103.7	103.4
共同生活援助 (グループ ホーム)	計 画	人	4	6	6	25	27	29
	実 績	人	5	4	28	29	28	30
		人日/月	112	120	866	799	859	846
	対計画比	%	125.0	66.7	466.7	116.0	103.7	103.4
	事業所数	か所	5	4	15	14	14	14
共同生活介護 (ケアホーム)	計 画	人	11	12	16	※	※	※
	実 績	人	17	16	※	※	※	※
		人日/月	386	416	※	※	※	※
	対計画比	%	154.5	133.3	※	※	※	※
	事業所数	か所	7	9	※	※	※	※

※共同生活援助に一本化

- グループホームは、福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域移行の受け皿として重要な役割を担います。
- 施設入所者のグループホームへの移行や事業所の新規参入などにより、利用者数は増加し、計画値を上回っています。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
利用者数 (人)	31	36	38

- 第4期の利用実績を参考にするとともに、市内事業所の開設意向を勘案し見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ 市内事業所に対して、グループホームに関する情報を積極的に提供し、事業所の確保に努めます。

(3) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護などを受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度(見込)
計 画	人	23	23	23	25	25	24
実 績	人	24	25	21	20	21	22
対計画比	%	104.3	108.7	91.3	80.0	84.0	91.7
事業所数	か所	15	15	14	13	14	14

- 施設入所支援の利用者数は、福祉施設との連携により、地域移行を進めてきたことから、利用者数は減少し、計画値を下回っています。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利 用 者 数 (人)	22	22	20

- 基本指針を勘案し、平成32(2020)年度末時点の施設入所支援利用者数は、平成28(2016)年度末の施設入所者21人から1人(4.8%)減少した20人とします。

【サービス量の確保策】

- ◆ 地域移行の取り組みを進め、利用者数の削減を図ります。また、真に施設入所支援が必要な人については、サービス提供事業所と調整を図り、適切なサービス利用に繋がります。

4 相談支援

相談支援（サービス等利用計画作成）については、平成24(2012)年4月の改正障害者自立支援法の施行により、市町村は障害福祉サービスなどの支給申請者に対し、サービスなどの支給決定前にサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うことが定められました。地域移行や地域定着についての相談支援の充実を図るため、地域移行支援および地域定着支援が設けられました。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第3期			第4期			
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度(見込)	
計画相談支援 (サービス等 利用計画作成)	計 画	人	6	6	6	2	2	2
	実 績	人	0	152	50	40	33	31
	対計画比	%	0.0	2,533.3	833.3	2,000.0	1,650.0	1,550.0
地域移行支援	計 画	人	1	1	1	0	0	0
	実 績	人	0	0	0	0	0	0
	対計画比	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域定着支援	計 画	人	2	2	2	0	0	0
	実 績	人	0	0	0	0	0	0
	対計画比	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- 計画相談支援の市内の事業所は、たかはま障がい者支援センター1か所です。また、地域移行支援および地域定着支援の事業所はありません。
- 計画相談支援は、年々減少していますが、今後は、増加することが見込まれます。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
計画相談支援 (人/月)	40	40	40
地域移行支援 (人/月)	0	0	1
地域定着支援 (人/月)	0	0	1

- 計画相談支援については、障害福祉サービスおよび地域相談支援の利用者数などを勘案して見込みます。
- 地域移行支援と地域定着支援については、平成32(2020)年度に基幹相談支援センターが設置できるように検討していきます。

【サービス量の確保策】

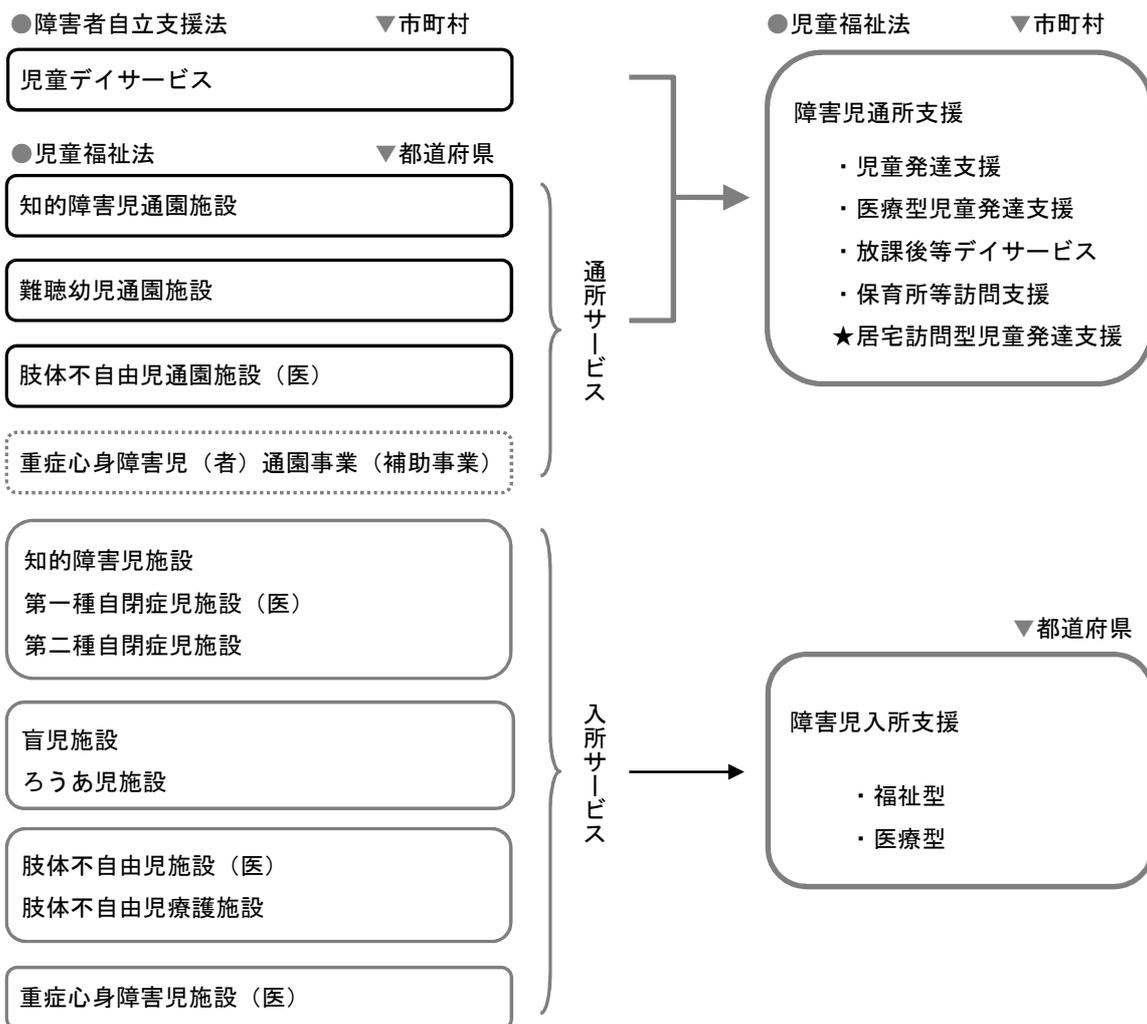
- ◆ サービス等利用計画の作成とモニタリングを適切に実施していけるよう相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ 地域移行支援と地域定着支援については、ニーズが生じた際に市外の指定事業所につなげ、たかはま障がい者支援センターは地域の受け皿を探したり、地域移行後の相談支援などのサポート対応をしていきます。

V 障がい児に対するサービスの見込量と確保策

1 障がい児に対するサービスの概要

平成23(2011)年5月に公布された整備法により児童福祉法などが改正され、平成24(2012)年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設などの障がい種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されました。また、18歳以上の障がい児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。

平成30(2018)年度からは児童福祉法の改正により、「居宅訪問型児童発達支援」が創設されることとなりました。



(注) (医) とあるのは、医療の提供を行っているものです。

2 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、身近な地域の障がい児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がいのある子どもや、地域の障がいのある子ども、その家族に対して、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うものです。

【これまでの実績】

区 分	単 位	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度(見込)
計 画	人日/月	—	—	—	85	90	95
	人	—	—	—	7	7	7
実 績	人日/月	39	59	130	204	142	91
	人	7	7	13	14	13	9
対計画比	%	—	—	—	240.0	157.8	95.8
1人平均利用日数	人日	5.6	8.4	10.0	14.6	10.9	10.1
事業所数	か所	4	3	3	7	7	5

- 利用日数、利用者数とも、計画値を上回っていますが、1人あたりの平均利用日数については、平成27(2015)年度以降は減少しています。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利用延日数(人日/月)	120	120	120
利用者数(人)	12	12	12

- 第4期の利用実績を勘案し、利用日数については、1人あたりの平均利用日数を10日として見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ 既存事業所との連携によりサービスは確保できると考えます。

(2) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、児童発達支援および治療を行うものです。

【これまでの実績】

区 分	単 位	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度(見込)
計 画	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
実 績	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
対計画比	%	-	-	-	-	-	-
1人平均利用日数	人日	-	-	-	-	-	-
事業所数	か所	0	0	0	0	0	0

- 市内および障害福祉圏域（西三河南部西圏域）にサービス提供事業所はなく、これまで利用実績はありません。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利用延日数（人日/月）	0	0	10
利用者数（人）	0	0	1

- これまでに利用実績はありませんが、障がい児のニーズを勘案し、平成32(2020)年度に1人の利用を見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ 既存の事業所との連携によりサービスは確保できると考えます。

(3) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進するものです。

【これまでの実績】

区 分	単 位	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)
計 画	人日/月	—	—	—	245	252	259
	人	—	—	—	35	36	37
実 績	人日/月	26	45	249	364	573	695
	人	13	13	37	47	60	69
対計画比	%	—	—	—	148.6	227.4	268.3
1人平均利用日数	人日	2.0	3.5	6.7	7.7	9.6	10.1
事業所数	か所	7	7	11	16	19	21

- 放課後等デイサービスは、放課後や夏休みなどの活動の場としてニーズが高まっており、平成24(2012)年度以降、近隣市および市内のサービス提供事業所の増加により、利用延日数、利用者数とも増加し、1人あたりの平均利用日数も増加しています。
- 平成29(2017)年度に新規に事業所の参入がありました。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利用延日数 (人日/月)	740	770	800
利用者数 (人)	74	77	80

- 第4期の利用実績を勘案し、利用日数については、1人あたりの平均利用日数を10日として見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ 既存事業所と連携するとともに、事業所の新規参入を促進します。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援とは、保育所などを利用中または利用する予定の障がいのある子どもが通う保育所などを訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や便宜を供与するものです。

【これまでの実績】

区 分	単 位	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)
計 画	人日／ 月	—	—	—	0	0	0
	人	—	—	—	0	0	0
実 績	人日／ 月	0	0	0	2	2	2
	人	0	0	0	2	2	2
対計画比	%	—	—	—	—	—	—
1人平均利用回数	人日	—	—	—	1	1	1
事業所数	か所	—	—	—	1	2	2

- 保育所等訪問支援は、市内に事業所はなく、平成27(2015)年度以降、市外の事業所において2人の利用実績があります。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利用延日数 (人日／月)	3	3	3
利用者数 (人)	3	3	3

- 平成27(2015)年度以降の利用実績を勘案し見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ 本市では、こども発達センターの専門職などが各保育所、幼稚園、小学校に巡回訪問し指導などを行っており、保育所等訪問支援と同様の事業を実施しています。
- ◆ 既存事業所と連携するとともに、市の取組みとバランスを保ちながら、新規参入事業所の確保に努めます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障がいなどの状態にある障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるように、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

【これまでの実績】

- 平成30(2018)年度からの新しいサービスです。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利用延日数(人日/月)	0	0	10
利用者数(人)	0	0	1

- 障がい児のニーズを勘案し、平成32(2020)年度に1人の利用を見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ サービス提供事業所の動向を見極めつつ、対象となる事業所への働きかけを行っていきます。

3 障害児相談支援

障害児相談支援とは、障がいのある子どもが障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し、利用開始以降一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うことです。

【これまでの実績】

区 分	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度(見込)
利用者数(人)	0	20	8	16	16	17

- 障害児相談支援は、たかはま障がい者支援センター1か所で実施しています。
- 利用者数は、ここ数年横ばいとなっています。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利用者数(人/月)	17	18	19

- 障害児通所支援の利用者数などを勘案して、毎年度1名の増加を見込みます。

【サービス量の確保策】

- ◆ 引き続き、たかはま障がい者支援センターにおいて障害児相談支援事業を実施していきます。
- ◆ サービス等利用計画の作成とモニタリングを適切に実施していけるよう相談支援体制の充実を図ります。

4 その他

(1) 障がい児の子ども・子育て支援などの利用ニーズを踏まえた提供体制の整備

障がい児の子ども・子育て支援などの利用ニーズを踏まえ、保育所、幼稚園、認定こども園などの地域資源において、障がい児の受け入れ体制を整備します。

【サービス量の見込み】

- 保育所、幼稚園、認定こども園における障がい児の入園については、毎年、統合保育審査委員会が、統合保育が適切に実施できる範囲内で、入園の可否を審査しています。

【サービス量の確保策】

- ◆ 保育所・幼稚園・認定こども園における障がい児の入園については、引き続き、統合保育審査委員会で可否を審査し、受け入れていきます。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する必要があります。

【サービス量の見込み】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
コーディネーターの配置人数	0	0	1

【サービス量の確保策】

- ◆ コーディネーターの配置にあたっては、平成32(2020)年度末までに市の協議の場を活用し、圏域内の市と連携または市単独での整備を検討していきます。

VI 地域生活支援事業の見込量と確保策

1 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市の判断で実施することができる任意事業があります。本市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

区 分	実 施 事 業	
必 須 事 業	(1) 理解促進研修・啓発事業	
	(2) 自発的活動支援事業	
	(3) 相談支援事業	
	成年後見制度	(4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業
	(6) 意思疎通支援事業	
	(7) 日常生活用具給付等事業	
	(8) 手話奉仕員養成研修事業	
	(9) 移動支援事業	
	(10) 地域活動支援センター事業	
	任 意 事 業	(1) 日中一時支援事業
(2) 訪問入浴サービス事業		
(3) 巡回支援専門員整備事業		
(4) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進		
(5) 身体障害者用自動車改造費助成事業		
(6) 障害者自動車運転免許取得費助成事業		

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるため研修や啓発を行います。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第3期			第4期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度(見込)
理解促進研修・ 啓発事業	計 画	実施の有無	有	有	有	有	有
	実 績	実施の有無	有	有	有	有	有

- 「ボッチャ(重度の障がい<脳性、四肢など>のある方のために考案されたスポーツ)」をツールとして、市民の障がいのある人に対する理解を深めてきました。
- 「ボッチャ」を福祉実践教室で開催したり、競技大会を開催するなど、普及啓発に取り組んでいます。

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

区 分	単 位	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

- ◆ 引き続き、「ボッチャ」の取り組みをはじめ、多くの市民が参加するイベントの開催や広報活動を実施し、障がいのある方の理解を深めていきます。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などによる自発的な取組みを支援します。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期			
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)	
自発的活動 支援事業	計 画	実施の有無	無	無	無	有	有	有
	実 績	実施の有無	無	無	無	無	有	無

- 平成28(2016)年度に、障がい児やその家族などで構成される市内NPO法人が、お互いの悩みを共有したり、情報交換ができ、また、放課後の居場所となる活動を実施しました。

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

区 分	単 位	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

- ◆ 引き続き、障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に活動に取り組むことができるよう働きかけていきます。

(3) 相談支援事業

障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期			
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度(見込)	
相談支援事業	計 画	か所	1	1	1	1	1	
	実 績	か所	1	1	1	1	1	
	計 画	件	—	—	—	5,400	5,450	5,500
	実 績	件	2,413	3,535	4,276	6,512	6,855	8,270
基幹相談支援センター	計 画	設置の有無	無	無	無	無	無	
	実 績	設置の有無	無	無	無	無	無	
住宅入居等支援事業	計 画	実施の有無	無	無	無	無	無	
	実 績	実施の有無	無	無	無	無	無	

- 相談件数は、年々増加し、計画値を大きく上回っています。
- 基幹相談支援センターは、市内に相談支援事業所が1カ所しかないため設置していません。また、住宅入居等支援事業についても、実施していません。

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

区 分	単 位	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
相談支援事業	か所	1	1	1
	件	8,500	9,000	9,500
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有

- ◆ 引き続き、市内1カ所の相談支援事業所に委託します。また、平成32(2020)年度の基幹相談支援センターの設置に向け、関係機関と連携を図り、新規参入の働きかけなど事業所の充足に向けた検討を行います。
- ◆ 住宅入居等支援事業については、利用者のニーズを把握した上で、地域生活に必要な居住確保を支援するため、引き続きあり方について検討し、平成32(2020)年度の実施を目指します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人などの報酬を助成する事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期			
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度(見込)	
利用者数	計 画	人/年	0	0	0	0	0	0
	実 績	人/年	0	0	0	1	0	0
	対計画比	%	-	-	-	-	-	-

- これまでの実績は平成27(2015)年度の1件のみです。

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利 用 者 数 (人)	1	1	1

- ◆ 引き続き、事業を実施し、平成26(2014)年度に設置した権利擁護支援センターを中心として、制度の周知を図ります。
- ◆ 今後、利用者の増加が見込まれることから、これまでの実績を踏まえ、毎年度1人を見込みます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度(見込)
成年後見制度法人後見支援事業	計 画	実施の有無	無	無	無	無	無
	実 績	実施の有無	無	無	無	無	無

- 成年後見制度法人後見支援事業については、権利擁護支援センターにおいて、今後のあり方について検討してきました。

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

区 分	単 位	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

- ◆ 引き続き近隣市の動向を踏まえ、権利擁護支援センターにおいて検討していきます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳などの方法により、障がい者とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)
手話通訳者 設置事業	計 画	人/年	1	1	1	1	1
	実 績	人/年	1	1	1	1	1
	対計画比	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
手話通訳者 派遣事業	計 画	人/年	7	7	7	3	3
	実 績	人/年	3	5	3	4	7
	対計画比	%	42.9	71.4	42.9	133.3	233.3
要約筆記者 派遣事業	計 画	人/年	1	1	1	1	1
	実 績	人/年	0	0	0	0	0
	対計画比	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- 手話通訳者設置事業は、毎週金曜日午前9時から正午までいきいき広場に手話通訳者を1名配置しています。
- 手話通訳者派遣事業の利用者は、ここ数年増加しており、第4期では計画値を上回っています。
- 要約筆記者派遣事業は、これまで利用実績はありません。

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
手話通訳者設置事業実設置者数 (人)	1	1	1
手話通訳者派遣事業実利用件数 (件)	7	7	7
要約筆記者派遣事業実利用件数 (件)	1	1	1

- ◆ 愛知県が平成28(2016)年10月に「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行したことを受け、各市の状況を踏まえて高浜市手話言語条例の制定について検討していきます。
- ◆ 見込量は、第4期の実績を勘案して見込みます。

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類に大別されています。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第3期			第4期			
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度（見込）	
①介護・訓練 支援用具	計 画	件/年	9	9	9	3	3	3
	実 績	件/年	1	2	1	3	5	3
	対計画比	%	11.1	22.2	11.1	100.0	166.7	100.0
②自立生活 支援用具	計 画	件/年	12	12	12	5	5	5
	実 績	件/年	5	4	5	10	6	7
	対計画比	%	41.7	33.3	41.7	200.0	120.0	140.0
③在宅療養 等支援用 具	計 画	件/年	12	12	12	6	6	6
	実 績	件/年	6	4	7	9	9	12
	対計画比	%	50.0	33.3	58.3	150.0	150.0	200.0
④情報・意思 疎通支 援用 具	計 画	件/年	7	7	7	4	4	4
	実 績	件/年	7	1	3	3	2	3
	対計画比	%	100.0	14.3	42.9	75.0	50.0	75.0
⑤排せつ管 理支 援用 具	計 画	件/年	615	707	813	805	835	865
	実 績	件/年	701	721	846	791	874	885
	対計画比	%	114.0	102.0	104.1	98.3	104.7	102.3
⑥居宅生活 動作補 助用 具	計 画	件/年	—	—	—	—	—	—
	実 績	件/年	—	—	—	—	4	4
	対計画比	%	—	—	—	—	—	—

- 第4期において、「①介護・訓練支援用具」「②自立生活支援用具」「③在宅療養等支援用具」は計画値をすべて上回っています。
- 「⑥居宅生活動作補助用具」については、平成28(2016)年度から実施しています。

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
介護・訓練支援用具(件/年)	3	3	3
自立生活支援用具(件/年)	7	7	7
在宅療養等支援用具(件/年)	9	9	9
情報・意思疎通支援用具(件/年)	3	3	3
排泄管理支援用具(件/年)	810	810	810
居宅生活動作補助用具(件/年)	4	4	4

- ◆ 今後も、障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、継続して実施します。また、支援用具や給付期間などについて、実態に合った見直しを進めます。
- ◆ 見込量は、第4期の実績を勘案して見込みます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人などが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成する事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度(見込)
養成講座	計 画	人/年	15	15	15	15	15
	実 績	人/年	6	7	14	9	16
	対計画比	%	40.0	46.7	93.3	60.0	106.7

- 毎年度、平均10人程度が養成講座を修了しています。平成28(2016)年度は初めて計画値を上回りました。

【これからの事業展開とサービス量見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
修了者数(人)	15	15	15

- ◆ 引き続き養成講座を開催し、手話奉仕員の養成を進めます。また、手話奉仕員の活用についても検討していきます。
- ◆ 見込量は、これまでと同様、15名を見込みます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出時における移動を支援します。なお、視覚障がいのある人は、同行援護を利用することになっています。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期			
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度(見込)	
利用者数	計 画	人/年	80	83	87	85	87	90
	実 績	人/年	83	80	86	69	72	75
	対計画比	%	103.8	96.4	98.9	81.2	82.8	83.3
利用時間数	計 画	時間/年	5,844	6,083	6,335	7,391	7,612	7,840
	実 績	時間年	6,558	6,610	6,593	4,371	3,517	3,607
	対計画比	%	112.2	108.7	104.1	59.1	46.2	46.0
1人平均利用時間数		時間	79.0	82.6	76.7	63.3	48.8	48.1

- 地域自立支援協議会において、これからの移動支援のあり方が検討され、平成27(2015)年4月に「移動支援事業ガイドライン」を作成し、適正な運用を行っています。
- 第4期は、第3期と比較して、利用者数、利用時間数はいずれも計画値を下回り、1人あたりの平均利用時間数も減少しています。

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利 用 者 数 (人)	78	81	84
利用延時間(時間/年)	3,783	3,928	4,074

- ◆ 引き続き事業を継続していきます。見込量は、平成28(2016)年度から平成29(2017)年度(見込)の伸びを勘案し見込みます。

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある人が地域活動支援センターに通い、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を受けることにより、障がいのある人の地域における自立生活と社会参加の促進する事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期			
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)	
利用者数	計 画	人	13	13	13	3	3	3
	実 績	人	2	2	2	11	11	9
	対計画比	%	15.4	15.4	15.4	366.7	366.7	300.0
事業所数	計 画	か所	5	5	5	4	4	4
	実 績	か所	4	4	4	4	4	3
	対計画比	%	80.0	80.0	80.0	100.0	100.0	75.0

- 地域活動支援センターは、市内にありません。利用者数は、第4期ではほぼ横ばいとなっています。
- 1つの事業所が、平成29(2017)年度から日中一時支援事業所になりました。

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利 用 者 数 (人)	10	10	10
事 業 所 数 (か所)	4	4	4

- ◆ 今後も、既存事業所を活用して実施していきます。
- ◆ 見込量は、第4期の実績を考慮し、平成30(2018)年度からの新規の事業参入を勘案し見込みます。

3 任意事業

(1) 日中一時支援事業

日中一時支援事業とは、障がいのある人や障がいのある子どもに活動の場を提供し、その家族の一時的な休息を図るため、日中、日常生活上の必要な支援を行う事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期			
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)	
事業所数	計 画	か所	6	6	6	17	18	19
	実 績	か所	7	10	16	16	16	18
	対計画比	%	116.7	166.7	266.7	94.1	88.9	94.7
利用者数	計 画	人	46	46	46	72	74	76
	実 績	人	56	48	68	69	65	63
	対計画比	%	121.7	104.3	147.8	95.8	87.8	82.9

- 平成26(2014)年度に事業所の増加に伴い、利用者数が大きく伸びました。平成27(2015)年度以降は、事業所、利用者の数ともに大きな変化はなく、計画値を下回っています。

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
事業所数 (か所)	18	18	18
利用者数 (人)	65	65	65

- ◆ 今後も、障がいのある人を日常的に介護している家族支援を行うため、継続して実施します。見込量は、事業所、利用者の数ともに、平成29(2017)年度(見込)と同程度で推移すると見込みます。

(2) 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人などに対する訪問入浴サービスです。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)
利用者数	計 画	人	5	5	5	5	5
	実 績	人	5	4	5	7	8
	対計画比	%	100.0	80.0	100.0	140.0	160.0

- 平成27(2015)年度から利用者が増加し、計画値を上回っています。

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
利 用 者 数 (人)	8	8	8

- ◆ 今後も、重度の身体障がいのある人などの在宅生活を支援するため、継続して実施していきます。見込量は、第4期の実績を勘案して見込みます。

(3) 巡回支援相談員整備事業

発達障がいなどに関する知識がある専門員が、保育所などの子どもやその親が集まる施設・場へ巡回などの支援を実施し、支援をする職員や障がい児の保護者に対して、助言などの支援を行います。

【これまでの実績】

区 分	単 位	実施の有無	第3期			第4期		
			平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度(見込)
巡回支援相談員 整備事業	計 画	実施の有無	—	—	—	—	—	—
	実 績	実施の有無	—	—	—	—	有	有

- 5歳児健診などで経過観察の対象となった児童などを対象として、専門職（臨床心理士など）が訪園し経過観察を行うとともに、支援者間での情報共有や支援方法の検討などを行っています。また、専門家チームを作り、市内の幼稚園などを巡回し支援を行っています。

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

区 分	単 位	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
巡回支援相談員整備事業	実施の有無	有	有	有

- ◆ 引き続き、障がいの早期発見・早期対応のため、継続して実施します。

(4) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進

手話奉仕員養成講座を修了した者を対象として、手話通訳者を養成する講習会を受講するために必要な力を養う事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)
ステップアップ 講座	計 画	人/年	—	—	—	—	—
	実 績	人/年	—	—	—	7	7
	対計画比	%	—	—	—	—	—

- 手話通訳者の確保に向け、平成28(2016)年度から、碧南市と合同で開催しています。

【これからの事業展開とサービス量見込み】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
修了者数(人)	7	7	7

- ◆ 引き続きステップアップ講座を開催し、手話通訳者の確保に努めます。
- ◆ 見込量は、第4期の実績を勘案し見込みます。

(5) 身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障がいのある人が自動車改造する場合に要する経費の一部を助成する事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)
利用者数	計 画	人	1	1	1	1	1
	実 績	人	2	3	1	2	2
	対計画比	%	200.0	300.0	100.0	200.0	300.0

- 利用者数は、年度にばらつきはあるものの、第4期では計画値を上回っています。

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
利 用 者 数 (人)	2	2	2

- ◆ 今後も身体障がいのある人の社会参加を促進するため継続して実施していきます。
- ◆ 見込量は、第4期の実績を勘案して、平均値で見込みます。

(6) 障害者自動車免許取得費助成事業

障がいのある人が自動車運転免許を取得する場合に要する経費の一部を助成する事業です。

【これまでの実績】

区 分	単 位	第 3 期			第 4 期		
		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (見込)
利用者数	計 画	人	1	1	1	1	1
	実 績	人	1	0	0	1	0
	対計画比	%	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0

- 利用実績にばらつきがあり、第4期では平成28(2016)年度以降実績がありません。

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

区 分	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020)年 度
利 用 者 数 (人)	1	1	1

- ◆ 今後も、身体障がいのある人の社会参加を促進するために継続して実施していきます。見込量は、これまでの実績を勘案して見込みます。

Ⅶ 計画の推進について

1 計画の推進体制

(1) 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が地域において安心した生活を営むことができる人にやさしい街づくりのための施策および障がいのある人ができる限り自立した日常生活を営み、社会への参加を実現するための施策を調査審議するため、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会を設置しています。

審議会の所掌事務は、障がい者福祉の基本施策に関することであり、本計画および障がい者福祉計画の策定並びに進捗管理も担っています。今後も、本市における障がい者施策の基本的な方向性を本審議会において検討していきます。

(2) 市民と行政の協働による計画の推進

障がいのある人や高齢者をはじめ地域福祉の課題は、当事者や、その家族の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民によるさまざまな支援が必要であり、市民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。そこで、本計画の推進にあたっては、広く市民に協力を求め協働による施策の展開を目指します。

(3) 関係機関との連携

保健・医療・福祉・介護の視点から計画を総合的に推進し、障がいのある人や高齢者を地域全体で見守り、支援する地域包括ケアシステムの構築を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会など関係機関との連携を強化します。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県および圏域内の市と連携して推進していきます。

(4) 庁内体制の整備

本計画は、いわゆる福祉の分野に限らず、広範囲な分野にわたった計画であるため、計画の推進にあたっては、介護保険・障がいグループが中心となって福祉部内はもとより関係部署との横断的な連携・調整を図ります。

2 計画の進捗管理

共生社会の実現のため、必要なサービスが的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映していきます。

計画の進行管理については、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会を中心に行っています。

